



公正取引委員会について

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された行政機関です。

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することであり、この目的を達成するために、公正取引委員会は厳正な法執行によって競争を回復するという「エンフォースメント」と、競争環境を整備するという「アドボカシー」を車の両輪として取り組んでいます。



中部事務所について

富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の6県を管轄しています。勤務地は名古屋市にある名古屋合同庁舎第2号館です。

中部事務所の組織と各課の担当業務は以下のとおりです。

総務課

所内の調整業務、広報等

経済取引指導官

企業結合審査、事業者からの事前相談の受付

取引課

景品表示法違反事件の調査

下請課

下請法違反被疑事件の調査

第一審査課

独占禁止法違反に関する情報受付

第二・第三審査課

独占禁止法違反被疑事件の審査



採用後について

Q 採用後の予定は？

A 入局式から1か月間東京で新規採用者研修があります。

Q 異動はありますか？

A 2、3年で事務所内の課を異動し、様々な業務に携わります。

Q 転勤はありますか？

A 入局後一定期間勤務した後で、本局に約2年間の転勤があります。

先輩職員へのインタビュー

🎤 現在の担当業務について教えてください！

現在所属している第一審査課では、一般の方や事業者の方から日々寄せられる情報を受け付け、法律の考え方の説明をしたり、また、そうした情報が独占禁止法上問題となり得るかを検討したりする仕事をしています。そして、実際に調査を行ったり、ヒアリングを実施したりと、毎日、多くの事案や情報と向き合い、常に勉強しながら仕事をしています。（平成31年採用）



🎤 公正取引委員会の魅力は？

新しい事件や案件に取り組むとき、今度はどんな業界のことができるのか、とワクワクします。それと同時に、その業界や事業者の問題点を改善していかなければいけないという思いで身が引き締まります。（平成24年採用）

🎤 中部事務所の雰囲気は？

和気あいあいとしていて、相談がしやすい環境です。雑談を交えながら楽しく仕事していますが、上司や先輩は締めるときはきちっと締めてくれます。また、分からないことがあれば丁寧に答えてくれる方ばかりで、話を聞くことに長けている方が多いと感じています。（令和3年採用）



採用情報については、
こちらから御覧いただけます。

🔗 https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/gaiyou/chubu_recruit.html

皆様と一緒に働くことができる日を楽しみにしています！



<問い合わせ先>

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎2号館8階

公正取引委員会事務総局

中部事務所総務課

TEL：052-961-9421